

1 酒類の公正な取引に関する基準を定める件 の一部改正について

酒類の公正な取引に関する基準を定める件(国税庁告示第2号)概要

(公正な取引の基準)

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

(1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること

(2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

⇒ (1)価格要件と(2)影響要件の双方の要件に該当する場合は、指示、公表、命令、罰則の対象となる。

○ 売上原価の算定方法

仕入価格から仕入値引(基準が明確に定められ、当該基準が取引の相手方に事前に示され、仕入と密接に関連するものに限る)を控除する。

○ 販管費配賦方法

酒類事業と他の事業を併せて行っている場合、販管費は酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って配賦する。

※ 公正な取引の基準については、概ね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされている(組合法86の3⑥)

※ なお、基準制定に当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意することとされている(組合法86の3②)

(参考資料 ー 基準制定後の調査の状況)

○ チラシ広告などの情報から基準等に則していない取引の可能性があると考えられた酒類業者等に対して、取引等の実態を把握するための調査(以下「一般調査」という。)を実施。

1 「基準」に基づき指示・嚴重指導をした件数

事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
一般調査	136	147	142	139	564
指 示	4	8	7	7	26
嚴重指導	15	17	13	18	63

2 「指針」に基づき改善指導をした件数

事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
ルール1 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	101	114	109	104	428
ルール2 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	6	11	10	10	37
ルール3 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	1	4	0	1	6
ルール4 レポート類の提供が透明かつ合理的でないとして認められたもの	7	13	6	6	32

調査において把握した問題点 類型

- 基準制定後4年間に実施した取引状況等実態調査において、指示26件、嚴重指導63件を実施
- これらの事案の多くは、販管費の費用配賦に問題があったもの

基準における価格要件

$$\text{仕入(製造)原価} + \text{販管費} + \text{利潤} = \text{販売価格}$$

調査において把握した主な問題点

非違項目		件数
リベート関係		
リベートの受領者に対し、値引の額として控除しないよう指摘した事例	4	… I . 2(1)
リベートの支払者に対し、値引の額を控除するよう指摘した事例	5	… I . 2(2)
販管費の計算方法が不適當		
費用配賦の計算が行われていなかった事例	34	… II . 2(1)
恣意的な配賦方法・配賦割合が選択されていた事例	24	… II . 2(2)
配賦漏れの販管費があった事例	15	… II . 2(3)

I .リベート関係の取扱いの更なる明確化①

1 現行の取扱い

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、支払側において

- ①リベートに関する基準が明確に定められていること
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示されていること
- ③当該酒類の仕入と密接に関連するリベートであること

の全ての要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

(参考)リベートの「類型」

- リベートは、酒類製造業者等が酒類の販売数量又は業務効率化への寄与等に応じて取引の相手方(又はその先の取引の相手方)に対して供与されている。
- 酒類製造業者におけるリベートは、各社で数十項目にわたり、支払の名目・目的・金額の算出根拠も事業者により様々。法令等に基づく分類は存在していない※が、大まかに類型分けをすると概ね以下のとおり。

※ したがって、仕入値引の可否の判断は、以下の類型分に該当するか否かではなく、個々のリベートの性質を踏まえて判断することが必要

	卸	小売	備考
基本リベート	○	—	基本契約に基づき、取引金額から一定の割合を割引くもの
応量リベート	○	○ (卸経由)	取引数量に応じて支払われるもの(数量に応じた累進もあり)
特売リベート	—	○ (卸経由)	小売業者が特売を行う際の価格補償としてリベートを支払うもの
機能リベート	○	—	出荷作業の効率化への貢献度(発注時刻条件、配送時間条件など)に応じて支払うもの、販売情報提供の対価として支払うものなど ※当該酒類の仕入と密接に関連するものでないものについては値引不可(他方、取引数量に応じて支払われるものも存在)

I.リベート関係の取扱いの更なる明確化②

2 調査事例(リベートの取扱い(仕入値引・売上値引)が問題となった事案)

(1) 仕入値引

- 卸売業者において、支払基準が明確に定められていないリベートを受領していたにもかかわらず、仕入値引として控除し、安値販売の原資としていた。
⇒ 書面を通じ、支払基準・値引き可否についての認識を支払者と受領者で一致させることが必要。
- 小売業者が、酒類の仕入価格の計算において、当該酒類とは異なる商品に関して支払われたリベートを仕入値引として控除し、安値販売の原資としていた。
⇒ 書面を通じ、支払者がいずれの商品の値引き対象となるリベートであるかを明示させることが必要。

(2) 売上値引

- 製造業者において、自社製品の店頭販売価格を引き下げさせる目的で過剰な額のリベートを支払ったが、当該リベートを売上値引と認識しないことにより、総販売原価割れとしていなかった。
(その一方で、小売業者は過剰な受取りリベートを仕入値引とし、安値販売の原資とすることが可能な状態にあった。)
⇒ 書面を通じ、リベートの値引き可否についての認識を支払者と受領者で一致させることを求めることにより、支払いリベートの金額に歯止めをかけることが必要。

I .リベート関係の取扱いの更なる明確化③

3 対応案

支払者から受取者に対し通知された書面において、支払者側において売上値引として処理している旨が明記された取引・金額の範囲で、受取者の仕入値引を認めることとする。

具体的には、現行の基準に、4つ目の要件として「販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る」旨を盛り込む。

なお、この場合、その他のリベートは、仕入値引又は販管費からの差引のいずれも認めない(基準上では、いわゆる雑収入的なものとして取扱う。)

Ⅱ. 共通費用の配賦方法の更なる明確化①

1 現行の取扱い

酒類業者が、酒類事業と他の事業を行っている場合の共通費用は合理的な配賦方法により配賦することとされており、この配賦方法については、通達において売上高比、仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比が例示されている。

2 調査事例(販管費の配賦方法が問題となった事案)

(1) 費用配賦の計算なし

- 経験則などに基づいた安易な計算を行い、具体的な費用配賦の計算を行っていなかった。
⇒ 標準的な配賦方法の明示が必要。

(2) 恣意的な費用配賦

- レジの通過点数を基礎とする「販売点数比」について、販売点数の多寡が費用の増減に影響を与える程度が少ない水道光熱費などを含めた全ての販管費に一律に適用していた。
- 酒類の売場面積を基礎とする「売場面積比」について、売場面積の多寡が費用の増減に影響を与える程度が少ない人件費などを含めた全ての販管費に一律に適用していた。また、適用していた配賦割合は、最も酒類の売場面積が少ない店舗の割合を他の店舗にも適用するという合理性のない割合であった。
⇒ 選択した配賦方法の合理性について、事業者に対し具体的な根拠を求めることを明記する必要。
⇒ 配賦方法の合理性が認められない、又は根拠が示されない場合に適用できる標準的な配賦方法が必要。

(3) 費用の配賦漏れ

- 支店(店舗)ごとに販管費を計算していたため、支店が管理していない本社経費の配賦が漏れていた。
⇒ 基準改正による対応が必要なものではないが、引き続き、深度ある調査で確認。

Ⅱ. 共通費用の配賦方法の更なる明確化②

3 対応案

標準的な配賦方法として売上高比を明示し、それ以外の方法を採用場合には、事業者に合理的かつ具体的な根拠を示すよう求めることとする。

具体的には、現行の基準に、事業者が選択した合理的な配賦方法は「その算出根拠が明らかにされている場合に限る」こと、事業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には「売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法」により配賦することを盛り込む。

Ⅲ. 厳重指導の明確化

調査において行われる「厳重指導」は、直ちに法令上の「指示」には至らないものの、同様の行為が繰り返されると「基準」に違反するおそれがある事案に対して、運用上実施している。

厳重指導の実効性を高めるために、指針において厳重指導の根拠の明確化を併せて実施する。

「酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">酒類の公正な取引に関する基準</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものであり、かつ、<u>第六項の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る。</u>）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(費用配賦の方法)</p> <p>5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法（<u>その算出根拠が明らかにされている場合に限る。この項において同じ。</u>）（当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、<u>売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法</u>）により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。</p> <p>6～11 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">酒類の公正な取引に関する基準</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものに限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(費用配賦の方法)</p> <p>5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法に<u>従って</u>、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。</p> <p>6～11 (同左)</p>

今後のスケジュール

1月下旬～ 2月下旬	パブリックコメント
3月上旬～中旬	公正取引委員会との協議
3月31日	「酒類の公正な取引に関する基準を定める件」告示改正
4月～5月	【広報・周知】 ・職員に対する基準・通達等に係る研修 ・酒類業者に対する広報・周知（説明会の開催等）
6月1日	施行

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類の公正な取引に関する基準関係・抜粋)

(公正な取引の基準)

第八十六条の三 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準(以下「公正な取引の基準」という。)を定めるものとする。

2 財務大臣は、公正な取引の基準を定めるに当たっては、酒類製造業者又は酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により公正な取引の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 財務大臣は、公正な取引の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、当該公正な取引の基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

5 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

6 財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(公正な取引の基準に関する命令)

第八十六条の四 財務大臣は、前条第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができる。

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の三第一項の規定により公正な取引の基準を定めようとするとき(同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。)、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第九十四条 財務大臣は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可、第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令又は第八十六条の三第一項の規定による公正な取引の基準の制定(同条第六項の規定による公正な取引の基準の改正を含む。)をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2~4 省略

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の四の規定による命令に違反した者

一の二~三 省略